

自宅療養体制整備事業協力金Q&A

2022年2月15日改正

No.	質問	回答
1	どのような患者が対象となるのか。	以下を全て満たす者が対象です。 ①新型コロナウイルス感染症の陽性が既に確定している者。 ②自宅、高齢者施設、障害者施設、宿泊療養施設等で療養を行っている患者。
2	発熱患者を診察し、新型コロナウイルス感染症と診断した患者は対象となるか。	対象となりません。新型コロナウイルス感染症の陽性が既に確定しており、自宅、高齢者施設、障害者施設、宿泊療養施設等で療養を行っている患者が対象となります。
3	事業の対象期間は、通知前に実績がある場合は対象となるのか。	事業の対象期間は、令和3年5月19日から令和4年3月31日までとなります。通知前であっても期間内に実績がある場合は、対象となります。
4	往診及び外来診療を行った場合、通常の保険診療とは別に本事業の給付の対象となるか。	通常の保険診療とは別に、本事業の給付の対象となります。
5	浜松市以外に居住する患者は給付の対象となるのか。	浜松市に実際に居住する患者が対象となります。浜松市以外の県内在住者については、静岡県内の自宅療養体制整備事業をご利用ください。
6	新型コロナウイルス感染症患者だった者が、後遺症で受診した場合対象となるか。	厚生労働省の定める宿泊療養者等の解除基準を満たしている場合、対象となりません。
7	宿泊施設に往診にあって、複数人診察した場合は、診察した人数分給付の対象となるか。	保険診療を行った人数分、給付の対象となります。
8	医師会のオンライン診療システムに参加してオンライン診療を実施したが、オンライン診療の補助の対象として申請しているか。	医師会のオンライン診療システムに参加した場合は、医師会が申請することになりますので、重複して申請することはできません。
9	保健所からの診察依頼があった患者に限るのか。	自宅療養者本人や家族等からの診察依頼も対象となります。
10	電話による健康観察を行った患者は、本事業の給付の対象となるか。	保険診療以外の健康観察については対象となりません。

No.	質 問	回 答
11	電話による保険診療を行った場合は、本事業の給付の対象となるか。	対象となりません。
12	オンライン診療とはどのような診療か。	ビデオ通話など、オンラインで患者の顔を見ながら診療する方法となります。
13	保健所から診察依頼のあった患者の診察を行ったあと、後日患者の求めに応じて再診した場合は、給付の対象となるか。	本事業の給付の対象となります。ただし、療養解除基準を満たしていない場合に限りです。
14	同じ患者を一日に複数回、診察した場合の給付はどうなるのか。	例えば、午前中に往診した患者が、夕方に体調が悪化して再度往診した場合は、2回とも給付対象となります。
15	往診して家族を診察した場合、給付は1回分となるか、人数分となるか。	1診療当たりとなりますので、例えば往診で家族3人を診察した場合、3人分となります。
16	保健所と外来受診等の調整を行っていないが、給付対象医療機関となるか。	<u>給付対象医療機関となります。別途、保健所生活衛生課（電話 453-6118）にて、保健所との外来受診等の協力医療機関としての登録を受け付けておりますので、可能な範囲でご連絡、ご協力をお願いします。</u>
17	申請は1ヶ月毎でまとめた方がいいか。	対象期間分をまとめて申請していただくようお願いします。 第Ⅰ期：R3.5.19～12.31 第Ⅱ期：①R4.1.1～2.28、②3.1～3.31
18	第2号様式に記載しきれない場合（15人超）はどうしたらいいか。	第2号様式を複数枚記載してください。また、第1号様式の交付申請額は、第2号様式（複数枚）の合計額を記載してください。 第3号様式及び第4号様式も同様です。
19	<u>透析患者で陽性となった方について、通院透析を実施するが、給付の対象となるか。</u>	<u>自宅療養中の透析患者に対する通院透析については、給付の対象となります。</u>